

令和 3年 4月 9日
国土交通省 中部地方整備局
建 政 部

お 知 ら せ

1. 件 名 : 公園の屋外施設の一部利用休止に関するお知らせ
(国営木曽三川公園)

2. 内 容 :

国営木曽三川公園は、岐阜県で行う新型コロナウイルス「第4波」拡大阻止対策に基づき、4月10日(土)から当面の間、桜堤サブセンター(岐阜県羽島市)において、バーベキューの利用を休止するためお知らせします。

【内容】○バーベキューの利用を休止する公園：桜堤サブセンター
※岐阜県で行う公園のバーベキュー場の利用休止に合わせて国営公園も利用休止

【期間】令和3年4月10日(土)から当面の間

再開時期に関しては、今後の状況を踏まえ、国営木曽三川公園HPにてお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3. 添付資料 : あり

4. その他 : 再開時期に関しては、国営木曽三川公園HP『公園からのお知らせ』を参照ください。
<https://www.kisosansenkoen.jp/>

5. 配布先 : 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ

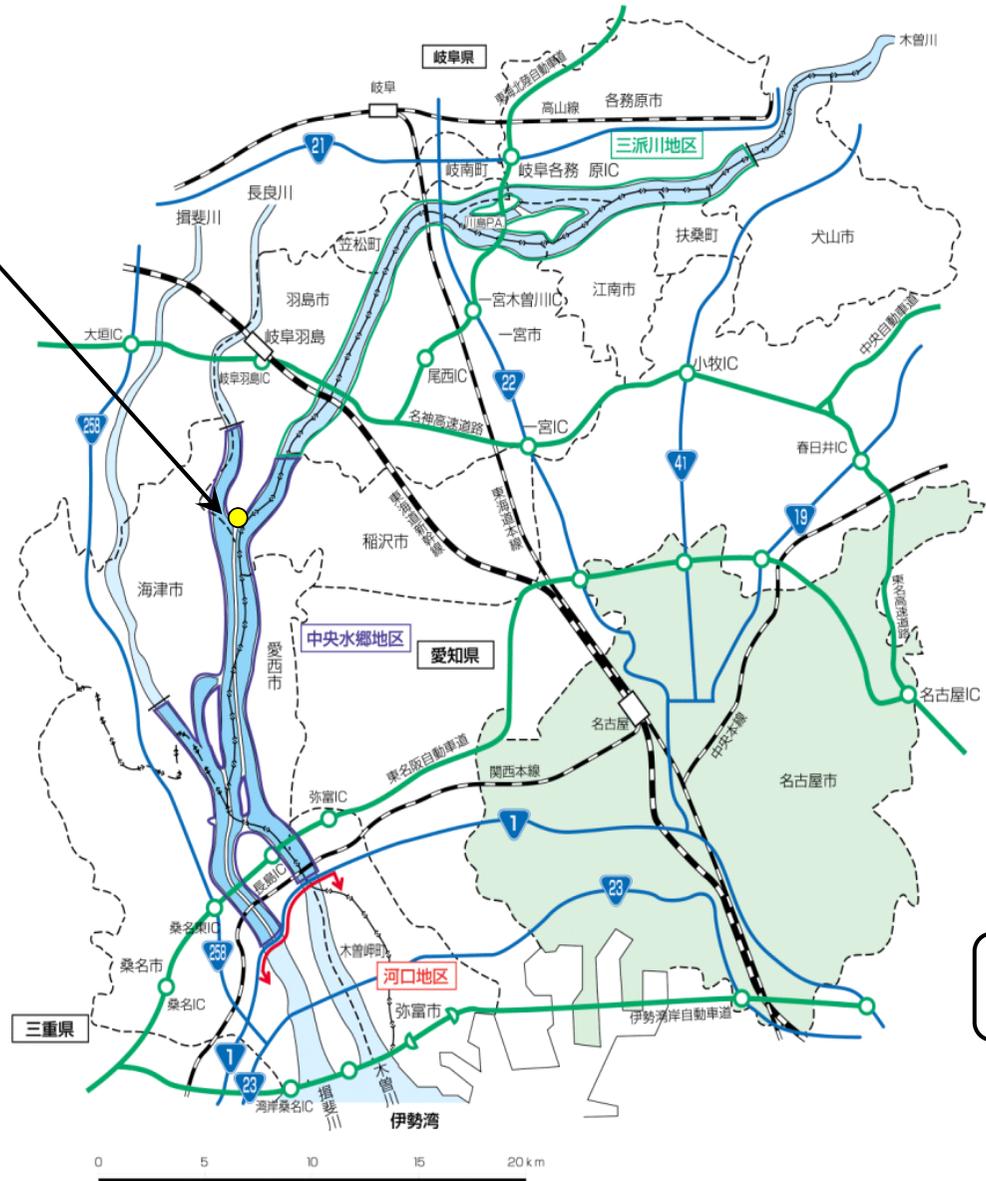
6. 問合せ先 : 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1
国土交通省 中部地方整備局 建政部
都市整備課長補佐 川嶋、公園係長 伊佐地
TEL 052-953-8573(都市整備課直通)
090-8861-6787(都市整備課長補佐公用携帯)

国営木曾三川公園 4/10（土）～当面の間 屋外施設の一部利用を休止する公園



桜堤サブセンター

◎バーベキューの利用を休止



● : 屋外施設の一部利用を休止する公園

◎今回休止する屋外施設